

# 都市計画道路等整備検討業務 特記仕様書

## 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、安城市が実施する「都市計画道路等整備検討業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

本業務に適用する共通仕様書は、愛知県建設部発行の「測量業務共通仕様書 令和3年10月」、「設計業務等共通仕様書 令和3年10月」（以下「共仕」）とする。

なお、共仕のうち本業務に必要なき事項は、適用を除外する。

## 第2条 業務目的

一つ目の業務は、（都）安城高浜線（(主)豊田安城線）の池浦公園前において、当該路線の4車線化整備時の交差点設置の必要性を検討するとともに、平面交差点予備設計を実施することを目的とする。また、必要性を検討するために、交差点部の交通量調査を実施する。

二つ目の業務は、市道池浦篠目線の名鉄西尾線交差点周辺における鉄道高架化事業完成後の平面道路について、当該路線の道路予備設計（B）、路線測量等を実施する。

## 第3条 業務内容

### 1 - 1 . 平面交差点予備設計

#### ・設計計画

業務の目的、主旨を把握したうえで、業務計画書を作成するものとする。

#### ・現地踏査

現道、用排水路等の現地状況を把握するものとする。

#### ・平面・縦断設計

交差点形状について2案程度の比較案の検討と交差点間隔、交差点付近の線形など幾何構造について検討を行うものとする。

#### ・横断設計

20m毎に標準部、右・左折部、変速車線部の設計を行うものとする。

#### ・交差点容量・路面表示

現況交通量調査結果や安城総合運動公園駐車場からの発生集中する交通量等を踏まえ将来交通量に対し、最適現示及び飽和度を計算するものとする。なお、将来交通量に関する資料は貸与を予定している。また、路面表示については変速車線部、右・左折部の矢印、横断歩道、停止線、車両の軌跡等の検討を行うものとする。

#### ・設計図

交差点位置図、平面図、縦断図、標準横断図、横断図を作成するものとする。

#### ・関係機関との協議資料作成

交差点設置の必要性検討については、9月末頃を目途に道路管理者及び交通管理者等の関係機関協議が完了できるよう協議資料の作成及び修正（2～3回程度を想定）に努めるものとする。

- ・照査
- ・報告書作成

#### 1 - 2 . 交通量調査

- ・交差点方向別交通量調査 N=2 箇所  
調査時間帯：7：00～19：00  
調査日時：平日、休日（監督員と協議のうえ決定する）  
車種区分：センサス区分  
集計単位：15分集計
- ・官公庁への手続き  
調査に必要な手続きは、受注者の負担において実施するものとする。
- ・資料整理・分析及び報告書作成

#### 2 - 1 . 道路予備設計

設計は、市道池浦篠目線の池浦町池上交差点から北安城12号踏切を超えた交差点までの約L=400mを想定する。

- ・設計計画  
業務の目的、主旨を把握したうえで、業務計画書を作成するものとする。
- ・現地踏査  
交差道路、用排水路等の現地状況を把握するものとする。
- ・縦断設計  
コントロールポイントを整理したうえで設計を行うものとする。
- ・横断設計  
コントロールポイントを整理したうえで設計を行うものとする。
- ・小構造物設計  
側溝等の形式、寸法等を決定するものとする。
- ・用排水設計  
現地状況を十分把握し、用排水系統の計画及び流量計算を行い、用排水構造物の設計を行うものとする。
- ・設計図  
路線図、平面図、縦断図、標準横断図、横断図、一般構造図を作成するものとする。
- ・関係機関との協議資料作成  
平面交差点予備設計と合わせて道路管理者及び交通管理者等との協議資料の作成及び修正を行うものとする。
- ・用地幅杭計画
- ・概算工事費
- ・照査
- ・報告書作成

#### 【補正】

- 1) 地形：平地
- 2) 車線数：1～2車線

- 3) 複断面：無
- 4) 暫定計画：無
- 5) 歩道等の設計：有
- 6) 道路環境関連施設の設計：無
- 7) 特殊法面の設計：無
- 8) 工区毎に成果品の分割：無
- 9) 路床入替等の処理に対する設計：無

## 2 - 2 . 測量

業務内容は以下について、実施するものとする。

### ・作業計画

測量作業着手前に測量方法等を記載した作業計画書を作成するものとする。

### (基準点測量)

- ・ 3級基準点測量                      N=2点  
     永久標識設置：あり  
     伐採：なし  
     変化率：都市近郊・平地  
     作業工程：作業計画、選点、観測、計算整理
- ・ 4級基準点測量                      N=8点  
     永久標識設置：なし  
     伐採：なし  
     変化率：都市近郊・平地  
     作業工程：作業計画、選点、観測、計算整理
- ・ 基準点設置(上面舗装)            N=2点  
     変化率：都市近郊・平地  
     作業工程：設置

### (路線測量)

- ・ 現地踏査                              L=400m
- ・ 線形決定                              N=1点
- ・ I P 設置                                L=400m
- ・ 中心線測量                            L=400m
- ・ 仮 B M 設置測量                      L=400m
- ・ 縦断測量                                L=400m
- ・ 横断測量                                L=400m

### (現地測量)

- ・ 現地測量                                N=1式

### 【補 正】

- 1) 地形：平地、耕地
- 2) 交通量：3,000台以上/12時間
- 3) 曲線数：2
- 4) 測量間隔：20m
- 5) 測量幅：60m

また、技術管理として次の内容について実施すること。

- ・作業全般について、技術的検討を行う。
- ・測量成果の精度及び品質について、確認のための点検測量を行う。
- ・出来形について現地再確認を行う。
- ・最終成果の総合的な点検及び出来栄等について再確認を行う。
- ・測量規定に定める精度管理表を作業別に作成し提出する。
- ・測量の計算に使用するプログラムの点検を行う。
- ・測量に使用する測量機器は、第三者機関による検定を受けること。また、同機関の発行する検定証明書を成果品に添付すること。

#### 第4条 使用する諸基準

本業務に使用する諸基準は、「共仕」第1201条に基づき主要技術基準及び参考図書に示すもののほか、以下の最新図書を使用するものとする。

- ・道路設計要領 国土交通省中部地方整備局

使用図書に変更が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

#### 第5条 資料の貸与

「共仕」第114条、第1113条に示す発注者が貸与する資料は以下のとおりとする。受注者は貸与資料が必要なくなった時には速やかに返却することとする。また、資料の貸与を受ける際は、借用書を発注者に提出し、受注者の責任において貸与資料を保管するものとする。

- ・令和元年度都市計画道路等整備検討業務委託 成果品
- ・その他、監督員が必要と認めた資料

#### 第6条 打合せ

「共仕」第1110条の2の「業務の区切り」は以下のとおりとし、打合せ場所は安城市役所とする。業務着手時においては、原則として管理技術者が立ち会うものとする。また、打合せ時において業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に監督員による履行確認を行うものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間時(2回)
- (3) 成果品納入時
- (4) その他監督員が必要と認めた時

#### 第7条 業務工程管理

受注者は、契約締結後15日以内に監督員が指示する業務工程管理表を作成し、記載内容等に関し発注者の承諾を得るものとする。また、受注者は、業務工程管理表を随時更新し、業務進捗状況の共有に努めるものとする。

業務工程管理表は、打合せ時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物と共に発注者に提出するものとする。

#### 第8条 照査技術者による報告

1. 「共仕」第1107条に規定する管理技術者は、技術士(建設部門[道路])

又はシビルコンサルティングマネージャー（道路部門）の資格保有者でなければならない。

2. 「共仕」第 1108 条に規定する照査技術者は、技術士（建設部門〔道路〕）又はシビルコンサルティングマネージャー（道路部門）の資格保有者でなければならない。
3. 照査技術者は、業務の節目及び業務が完了したときは、照査について発注者に報告するものとする。
4. 照査技術者は、照査計画を作成し、業務計画書に記載するとともに、各段階において管理技術者の確認を受けた後、その記録を監督員に提出するものとする。

#### 第 9 条 設計業務成果のとりまとめ等

1. 「共仕」第 1209 条、第 1211 条に基づき、設計条件の整理、成果のとりまとめ等を行うものとする。なお、今後の設計においてコスト縮減の検討の余地が残されている場合は、検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。

#### 第 10 条 電子納品

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。なお、電子成果品は「安城市電子納品運用手順書 令和 3 年 4 月：（以下、「手順書」という。）」に基づいて作成するものとする。
2. 成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「手順書」に基づいて作成した電子媒体（CD-R）を提出する。その他資料の提出方法は監督員と協議するものとする。記載なき事項及び疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。
3. 成果品の提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出することとする。

#### 第 11 条 設計図面作成

図面の作成にあたっては、「CAD 製図基準（案）平成 29 年 3 月」に基づき作成しなければならない。

#### 第 12 条 成果品の提出

本業務が完了したときは、成果品を完了届とともに提出するものとする。

また、発注者が必要と認める成果については、業務期間中であっても部分提出するものとする。なお、成果品及び本業務にて作成した資料等は安城市に帰属するものとし、監督員の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。

成果品は、「手順書」に基づき作成された電子データを電子媒体（CD-R）で 1 部提出する。成果品の納入先は、安城市役所都市整備部都市計画課とする。

成果品は以下のとおりとする。

- ・設計業務成果概要書
- ・現地踏査結果

- ・設計図面
- ・数量計算書
- ・交差点容量計算書
- ・用排水計画図
- ・流量計算書
- ・関係機関との協議資料
- ・用地幅杭調書
- ・測量成果
- ・交通量調査結果
- ・打合せ記録簿
- ・照査報告書
- ・その他収集・調査した資料及び必要と認められる資料
- ・業務報告書
- ・成果納品書

#### 第 13 条 検査

受注者は、完了検査の際には、成果品及びその他の関係資料等を全て整えておくものとし、管理技術者を検査に立ち合わせるものとする。

#### 第 14 条 関連法令の遵守

「共仕」第 119 条、第 1118 条に基づき、適切に業務を遂行するものとする。

#### 第 15 条 秘密の保持

受注者は、「共仕」第 131 条、第 1130 条に基づき、適切に実施するものとする。

#### 第 16 条 土地の立入り等

受注者は、「共仕」第 117 条、第 1116 条に基づき、土地の立入りを行うものとし、受注者が第三者の土地に立入った際に生ずる踏み荒らし、地物の破損又は使用困難をきたしたものについては、その都度速やかに受注者の責任において補償又は原形復旧しなければならない。

#### 第 17 条 安全管理

受注者は「共仕」第 133 条、第 1132 条に基づき実施するものとする。なお、作業を休日または祝日に行う場合は、監督員と協議し了解を得るものとする。

#### 第 18 条 修補

受注者は、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

#### 第 19 条 環境配慮

別表の環境配慮項目表に基づき、環境への配慮項目を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。

第20条 疑義

管理技術者は、本業務の実施にあたり設計図書等に疑義が生じた場合又は特記仕様書に定めていない事項について、速やかに監督員と協議して定めるものとする。

以上

別表

環境配慮項目表	
<p>1 工事におけるリサイクルの推進</p> <p>(1) 建設廃棄物の発生抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル施設への搬入</li> <li>・再生建設資材の使用</li> <li>・伐採木・剪定枝のリサイクル</li> <li>・間伐材の活用</li> </ul> <p>(2) 建設発生土の搬出抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場内利用・工事間利用</li> <li>・リサイクル施設への搬入</li> <li>・改良土の利用</li> </ul> <p>2 工事における環境改善</p> <p>(1) 使用材料・機械及び工法の見直し</p> <p>(2) 低公害型作業機械の採用</p> <p>(3) 熱帯材型枠の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替型枠・非熱帯材型枠使用、転用促進</li> <li>・二次製品の使用</li> </ul> <p>(4) 長野県下伊那郡根羽村産材その他自治体間交流を行っている地域産材利用の配慮</p> <p>(5) 愛知県産木材利用の配慮</p> <p>3 施設の省資源・省エネルギー化</p> <p>(1) 省エネルギー機器の採用</p> <p>(2) 自然エネルギー等の活用</p> <p>(3) 雨水利用設備の導入</p>	<p>4 施設の耐久性の向上（長寿命化）</p> <p>5 環境と調和した施設への転換</p> <p>(1) 生態系の保全等自然環境との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多自然型川づくり</li> <li>・地域生態系に配慮した樹種選定</li> </ul> <p>(2) 施設の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上緑化・壁面緑化</li> <li>・敷地の緑化</li> <li>・道路の緑化</li> </ul> <p>(3) 親水施設の整備</p> <p>(4) 自転車利用環境の整備</p> <p>(5) 雨水の地下浸透策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装面積縮小、透水性舗装、雨水浸透枳</li> </ul> <p>(6) 人にやさしい施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー施設整備</li> <li>・有害物質削減</li> <li>・低騒音舗装</li> </ul> <p>(7) 景観形成の推進</p>